

《資料紹介》『昭和十九年 移動警察 軍関係 国際関係』

——主に「特別移動警察実施ニ付運賃乗車証臨時発給方依頼ノ件」

鈴木久美

一 はじめに

本稿では、『昭和十九年 移動警察 軍関係 国際関係』（以下、『昭和十九年資料』とする）という簿冊の中の「移動警察」に収録してある、「警保局行警発乙第一号 昭和二十年十一月九日 内務省警保局長 運輸省鉄道総局 業務局長殿 規程第五十條ニ依リ申出ノ通交付相成可 特別移動警察実施ニ付運賃乗車証臨時発給方依頼ノ件」（以下、「特別移動警察」とする）の部分を紹介する。「特別移動警察」は、天皇が昭和二十年十一月十二日から十五日までの四日間行幸するにあたり、警備に必要な警察官の臨時乗車証発行を申請する書類関連の資料である。「特別移動警察」が収録されている『昭和十九年資料』は、筆者が約十八年前に古書店から購入したものである。ここに収録されている資料のほとんどは「鉄道」に関する資料である。ちなみに、この簿冊の他にも「鉄道」に関する簿冊が十七冊（段ボール箱約二個分）あり、『昭和十九年資料』はその中の一冊である。『昭和十九年資料』を含めた十八冊の簿冊については、本稿最後に「鉄道文書関係」リストとして各簿冊名も記してあげておく。

なお、紹介する資料は基本的な資料であるが、公開することにより、これまで明らかになつてゐる当時の状況、たとえば、「四 おわりに」であげた『昭和天皇実録 第九』（宮内庁、東京書籍発行、平成二十八年）や、『木戸幸一日記 下巻』（木戸幸一著、木戸日記研究会代表岡義武、東京大学出版会発行、一九八七年）についても補完的な役割を果たすことができらばと思う。

一 「移動警察」資料について

まず、「移動警察」が収録されている『昭和十九年資料』の簿冊について見ていこう。この簿冊は厚さ約二センチ、B五版の大きさである。表紙には、繰り返しになるが『十九年 移動警察 軍関係 国際関係』と記載されており、表紙をめくると目次という記載はないが、「一 移動警察 二 内地鉄道司令部 三 憲兵隊 四 軍関係（其の他）」と記されている。簿冊には頁数はなく、表紙も含めて収録してある資料の記述（押印は除く）は手書きである。

次に「移動警察」の部分を見ると、ここにある資料は、「内務省警保局」から「運輸省鉄道総局」宛てに出されたもので、これらの文書に記載されている「年」は昭和二十年とある。内容は「件名」を見ると大きく二つに分かれていることがわかる。一つ目の件名は、「移動警察官及鮮人移動防止臨時移動警察官用持参人式定期乗車証書交付並ニ臨時乗車証引続キ交付方ニ関スル件」である。二つ目の件名は、「一 はじめに」の中で述べた「特別移動警察」である。この「特別移動警察」の部分で、この後の「三 「特別移動警察」の概要と翻刻」で紹介する。最後に基本的なこととして確認しておく。本稿で紹介する資料は「一 はじめに」の中でも述べたように、「鉄道」関係の資料がほとんどである。そのため、先に述べた「運輸省鉄道総局」が設置されるまでの「鉄道」に関する行政組織の変遷を見ておいた方がいのではないだろうか。以下に、『運輸省五十年史』（編集・発行 運輸

省五十年史編纂室、平成十一年発行、六一九頁〜六五〇頁）より簡単にまとめておく。

明治三年三月に大蔵省鉄道掛が設置されて以後、工部省鉄道寮、内務省駅通寮となり、明治十年になると鉄道寮廃止に伴い工部省鉄道局となり、その後通信省鉄道局と変遷した。明治二十三年には鉄道局を鉄道庁と改称し、明治三十九年三月には鉄道が国有化された。以後、明治四十一年に鉄道院が設置され、大正九年には鉄道省に昇格した。昭和十八年十一月には鉄道省は廃止され、新たに運輸通信省鉄道総局となり、昭和二十年五月に運輸省鉄道総局となった。

三 「特別移動警察」の概要と翻刻

「一 はじめに」の中に記した「特別移動警察」の件名を見ると、内務省警保局側から運輸省鉄道総局に対して特別に移動するための乗車証を臨時に発行してほしいということがわかる。その理由は、天皇が昭和二十年十一月十二日から十五日まで行幸するためとある。続けて「特別移動警察」を見ると、臨時乗車証を発行するための簡単な理由がまとめられている(A)「依頼文」がある。そして、(B)「記」と書かれた「庁府県」・「乗車期間」・「乗車証枚数」・「業務区間」などの項目に分かれた表、(C)「御日程」(「極秘」の押印あり)、(D)「理由書」、(E)「主要府県列車及駅構内(昭和十八、九年比較) 犯罪調(掏摸、置引、其他)」などが記された表なども収録されている。これらの内容を含む「特別移動警察」の分量は、二十四頁分あり縦書きとなっている。

実際に当時の新聞を見ると、天皇は昭和二十年十一月十二日から十五日まで行幸をしたことは確認できる。たとえば、昭和二十年十一月十三日付の『朝日新聞』には、「天皇陛下伊勢に行幸 畏し戦災の民草に大御心」という見出し記事で、天皇の写真入りで行幸の様子を報じている。翌日の十四日『朝日新聞』は、「伊勢の神宮御親拝 畏し・終戦を御奉告」、行幸最終日にあたる十五日『朝日新聞』は、「両山陵に御参拝 憲法改正御着

手も御奉告 けふ還幸の御途へ」という見出し記事もあり、天皇は十五日の朝、京都駅を出発して東京へ戻ったことがわかる。

それでは次に、この「特別移動警察」の(A)、(B)、(C)、(D)、(E)すべての部分を以下に記して紹介する。

〔凡例〕

- (一) 「特別移動警察」の資料については、読みやすくするために旧字体は新字体に改め、一部修正を加えた箇所もあるが、できるだけ原文のままにした。
- (二) □は原文において判読不明の文字を示す。
- (三) 「三」「特別移動警察」の概要と翻刻□に限らず本稿で使用する資料には、侮蔑的・差別的な意味合いを示す表現があるが、当時の資料的表現ということから、原文のままにした。また、「年」の表記はすべて元号とした。
- (四) 前述にある(A)～(E)の英字は、わかりやすくするために筆者が付けたものである。

(A) 「依頼文」

警保局行警発乙第一号

昭和二十年十一月九日

総務課長

内務省警保局長

長官

運輸省鉄道総局業務局長殿

規程第五十條ニ依リ申出ノ通交付相成可

特別移動警察実施ニ付運賃乗車証臨時發給方依頼ノ件

天皇陛下ニ於カセラレテハ今回関西方面ヘ行幸遊バサルコト相成候処終戦後ノ各種事態ニ鑑ミ之ガ警衛ノ萬全ヲ期スル為ニ係リ府県ヲシテ特別移動警察ヲ強化実施致サセ度候ニ付テハ特別ノ御配意ヲ以テ右記運賃乗車券ヲ臨時發給方相度此段及御依頼候也

(B)「記」

府県	乗車期間	乗車証枚数	業務区間
三重	自十一月十一日 至十一月十五日	十五	関西線 名古屋―奈良 參宮線 龜山―鳥羽 草津線 草津―植間
静岡	自十一月十一日 至十一月十五日	十〇	東海道線 国府津―豊橋
滋賀	自十一月十一日 至十一月十五日	五	東海道線 米原―関ヶ原 草津線 米原―京都 拓植―京都
愛知	自十一月十一日 至十一月十五日	四四九	東海道線 岐阜―浜松 関西線 名古屋―桑名 中央線 名古屋―多治見

(C) 「御日程」

御日程

極秘

十一月十二日

午前 七時五十分

御出門

同 八時

東京駅 御発車

午後 五時十分

山田駅 御着車

内宮御在所 御駐車

十一月十三日

豊受大神宮

皇大神宮御参拝

午後 一時十分

内宮行在所発御

同 一時三十分

山田駅御発車

同 四時四十分

京都駅御着車

京都大宮御所 御駐車

十一月十四日

午前 九時三十五分

京都大宮御所御出門

同 九時五十分

京都駅御発車

同 十一時三十分

畷傍駅御着車

神武天皇山陵御参拝

午後一時

畷傍駅御発車

同 二時三十分

桃山駅御着車

明治天皇山陵御参拝還御

十一月十五日

午前 八時五分 京都大宮御所御出門
同 八時二十分 京都駅御発車
午後 五時二十五分 東京駅御着車
還 行

御発着割

第一日 (東京―山田)

前 七・五〇 御出門 略式自動車鹵簿(・一〇)

前 八・一〇 東京駅御発車 宮廷列車

(車中拝謁ナシ)

○途中停車駅(車窓拝謁ナシ)

前 一〇・〇〇 沼津駅

一〇・〇六

後 〇・二一 浜松駅

〇・二七

後 二・一六 名古屋駅

二・二二

後 三・四三 龜山駅

三・四八

○ 汽車中御昼餐

後 五・一〇 山田駅後発車 略式自動車鹵簿

後 五・三〇 内宮行在所着御

第二日 (神宮御参拝—京都)

前 八・四〇 内宮行在所発御 略式自動車鹵簿(・二〇)

前 九・〇〇 外宮行在所着御

○ 御休憩(・三〇)

前 九・三〇 外宮行在所発御 特別列車(・〇五)

前 九・三五 御下乗所着御

豊受大神宮御参拝(・二〇)

前 九・五五 御下乗所発御 特別御列(・〇五)

前 一〇・〇〇 外宮行在所着御

○ 御休憩(・〇五)

前 一〇・〇五 外宮行在所発御 略式自動車鹵簿(・二〇)

前 一〇・二五 内宮行在所着御

○ 御休憩(・二五)

前 一一・二七 内宮行在所発御 特別御列(・〇七)

前 一一・三四 御下乗所着御

皇大神宮御参拝（・二〇）

前 一・一五四 御下乗所発御 特別御列（・〇七）

前 一・二〇〇 内宮行在所着御

○ 御昼餐

（二・二六）

○ 御休憩

後 一・一〇 内宮行在所発御 略式自動車鹵簿（・二〇）

後 一・三〇 山田駅御発車 宮廷列車

（車中拝謁ナシ）

○ 途中御停車駅

後 二・五四 龜山駅

二・五八

後 三・三一 柘植駅

三・三三

後 四・四〇 京都駅御着車 略式自動車鹵簿（・一五）

後 四・五五 京都大宮御所着御

第三日 （京都―畝傍―桃山―京都）

前 九・三五 京都大宮御所御出門 略式自動車鹵簿（・一五）

前 九・五〇 京都駅御発車 宮廷列車

前 一〇・五〇 奈良駅

一〇・五二

前 一・三〇 畝傍駅御着車 略式自動車鹵簿

前 一・四〇 陵所御休所着御

御休憩

前 一・五〇 陵所御休所発御

神武天皇山陵御参拝

一・二〇〇 陵所御休所着御

御昼餐

御休憩

後 〇・五〇 陵所御休所発御 略式自動車鹵簿

後 一・〇〇 畝傍駅御発車 宮廷列車

後 二・三〇 桃山駅御着車 略式自動車鹵簿

後 二・三五 陵所御休所着御

御休憩

後 二・四五 陵所御休所発御

明治天皇山陵御参拝

後 三・一〇 陵所御休所発御 略式自動車鹵簿

後 三・四〇 京都大宮御所着御

第四日 (京都―東京)

前 八・〇五 京都大宮御所御出門 略式自動車鹵簿

前 八・二〇 京都駅御発車 宮廷列車

○ 車中拝謁

○ 途中御停車駅(車窓拝謁ナシ)

前 九・三一 米原駅

九・三七

前 一・〇五 名古屋駅

一・一一

後 〇・五九 浜松駅

一・〇五

後 三・一九 沼津駅

三・二五

○ 汽車中御昼餐

後 五・二五 東京駅御着車 略式自動車鹵簿

還 幸

(D) 「理由書」

理由書

列車内及停車場構内ノ犯罪狀況ハ昭和十八年ニ於テ發生総件数一四、六九一件ニシテ支那事變發生前ノ昭和

十一年ハ三、六七二件ニ比シ約四倍ニ増加シ居ル実情ニシテ昨十九年ニ於ケル全国被害者状況ハ未ダ詳カ
ナラザルモ警視庁外九庁府県（別紙参照）ニ於ケル状況ヲ見ルニ拘模、置引、其他ノ犯罪発生件数ハ一一、
五九九件ニシテ折モ学臣一致戦争完逐ニ邁進シツゝアリシニ拘ラズ、犯罪発生状況ハ聊カノ低調ヲ来サザルノ
ミナラズ其届出ハ一部ニ過ギズ、実犯罪ニ於テハ寧ニ漸増ノ傾向ニアリタリ。

又其ノ事犯ノ内容ヲ見ルニ戦争下ニ於ケル疎開其他貨客ノ転居ト一般臣民生活ノ逼迫化ニ付キ偶発的盗犯ノ傾
向多ク、一面戦争ノ長期化ニ付ク道徳心ノ頹廢ノ兆認メラレ初犯者ノ犯行ニ依ルモノ亦増加ノ状況ニシテ其内
容特ニ深刻化シツゝアル状況ナリ。

尚其被害額ニ於テモ著シク増大シ誠ニ警視庁ニ於ケル本年一月以降六月迄ノ此ノ列車犯罪被害数検挙状況ヲ調
査セル結果ニ依レバ

被害 八四四件

被害額 五千九百六十四万九千四百八十一円

ノ巨額ニ達シ居ル状況ナリ。

右ニ対シ警察トシテハ戦争下ニ於ケル情勢ノ発生悪条件ニ堪へ、極力其ノ傍口検挙ニ努メツゝアルガ、昨年中
ニ於ケル後記主要府県ノ検挙 状況ヲ見ルニ、六、七〇二件ニシテ後述ノ如キ列車内及駅構内ニ於ケル異常
ナル混雑ト警察ノ時局的事務ノ激務ノ為 検察部面ニ於ケル活動意ノ如クナラザリシニモ拘ラズ、各庁府県共
ニ努力ヲ傾ケ警視庁ノ例ニ見ルモ其ノ検挙ハ発生総件数 八四四件ニ対シ

六三六件（検挙率七割五分）

被害額 九百二十万六千六百四十九円

ニ上ル状況ニシテ移動警察此度ノ運営如何ハ□□犯罪ノ防遏ニ至大ノ影響アリ如何ニ旅客ノ保護上主要ナルカラ容易ニ推測シ得ラルゝ要ナリ。

而シテ今後ニ於ケル犯罪ハ戦争終結ニ伴フ失業者ノ犯罪、食糧難ノ逼迫ニ伴フ生活苦ヲ煽リ思想的ニモ物質的ニモ愈々犯罪ノ激増ガ予想サレ加エルニ連合軍ノ進駐区域ノ拡大並外国人等ノ来往益々雑務ヲ加ヘ列車治安ハ単ニ国内問題タルニ止ラズ、延テハ我国ノ信ヲ世界ニ問ハルゝ国際的主要課題ニシテ大ニシテハ、国運ヲ左右スル緊要性ヲ有スルニ至リ之ガ犯罪防遏検挙ハ移動警察ニ課セラレタル重大使命ニシテ、益々其機能ノ充実強化ヲ図ルノ要切ナルモノアリ。

前以テ内務省ニ於テモ既ニ本省機構ノ強化ヲ図リ又地方ニ於ケル□事警察機構ノ拡充強化、□事警察ノ運営ニ万全ヲ期スべく目下着ニ進捗中ニアリ。

而シテ現在移動警察及乗車証ハ定期券一九〇枚ノ外支那事変發生当時臨時乗車証五十九枚ノ増発ヲ受ケ戦時下ノ犯罪防止検挙ニ努力シ来レル処ナルガ今次戦争終結ニヨルト雖モ国内ノ治安情勢ハ聊モ好転セズ。却ッテ犯罪ハ前述ノ如ク激増ヲ予想セラルゝ状況ニシテ国内治安維持、就中列車犯罪ノ防遏検挙ハ益々重要性ヲ加ヘ更ニ強化、拡充ノ要アルヲ認メラルゝ処ニシテ更ニ定期乗車証ノ増発ヲ御依頼致度キモ差当リ右臨時乗車証ヲ尚引續キ發行方御取計ヒ相成度

(E) 「主要府県列車及駅構内（昭和十八、九年比較） 犯罪調（掏摸、置引、其他）」

主要府県列車及駅構内（昭和十八、十九年比較）
犯罪調（掏摸、置引、其他）

種別・年別	警視庁	大阪	愛知	神奈川	兵庫	福岡
	検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数
昭和十八年	六、九八四 二、九九〇	一、七六一 七七八	八一八 六八三	八 四	四七二 四二四	六六四 四九六
昭和十九年	四、九五四 一、九二九	二、八四〇 一、一九六	一、一〇四 六九九	一八 一八	七六〇 七九〇	一、一七五 一一一

合計	広島	山口	長崎	北海道
検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数	検挙件数 発生件数
六、 一、二八	二、三 五	八、二	五、九 三、八	二、九 三
一、一、 五、七、一	三、一、 六	五、七	一、七、 八	四、五、 七
六、 七、〇、 二	二、五、 一	八、四	一、七、 八	四、四、 六
			六、八	五、七、 二

四 おわりに

「三 「特別移動警察」の概要と翻刻」の中で紹介した「(C) 「御日程」」に、内容をもう少し付け加えることで結びとしたい。

『昭和天皇実録 第九』（宮内庁、東京書籍発行、平成二十八年、八七八頁〜八八二頁）を見ると、昭和二十年十一月十二日から十五日までの行幸についての記述がある。たとえば、十一月十二日には次のように記されてお

り、「(C)「御日程」」とも符合する。

「十二日 月曜日 神宮及び山稜に戦争終息を御奉告のため、本日より十五日まで三重・奈良両県下並びに京都府に行幸される。この日、新たに制定の天皇服に最高勲章を佩用され、午前七時五十分御出門になる。従来行幸に際して御料車に同乗の劍璽は、この日より侍従が捧持し、第一供奉車に奉じられる。八時、東京駅を御発車になり、車中に内大臣木戸幸一をお召しなり。四十分にわたり謁を賜う。暫時の後、宮内大臣石渡莊太郎、また内務大臣堀切善次郎・運輸大臣田中武雄以下の行幸関係者に謁を賜う。静岡・豊橋・四日市付近において御召列車を徐行せしめ、車窓より戦災跡を御覧になる。午後五時十分、山田駅に御着車になり、同三十分、内宮行在所に着御される。」

これによれば、行幸に同行した関係者の中には内大臣木戸幸一がいることがわかる。そこで最後に、『木戸幸一日記 下巻』（木戸幸一著、木戸日記研究会代表岡義武、東京大学出版会発行、一九八七年、一二四九頁～一二五〇頁）より、行幸が行われた昭和二十年十一月十二日から十五日までを次にあげておく。

十一月十二日（月）晴

天皇陛下には終戦御奉告の為め、神宮、山稜御親拝仰出され、本日御出発被遊。

午前七時出仕。

午前七時五十分御出門。供奉す。

八時半より九時十分迄、車中にて拝謁す。

五時十分山田着、内宮行在所に御駐車、余等は鮎久（水月楼）に宿泊す。

小林「千秋」知事に、古山「丈夫」警察部長の来訪を受く。沿道の奉迎者の奉迎振りは、何等の指示を
今回はなさざりしに不拘、敬礼の態度等は自然の内に慎あり、如何にも日本人の眞の姿を見たるが如き
心地して、大に意を強ふしたり。

十一月十三日（火）晴れ

午前八時出仕。

八時四十分、内宮行在所御出門、外宮行在所へ。

九時半、外宮に御親拝。十時五分發御、内宮行在所へ。

十一時二十七分發御、内宮に御親拝。

一時十分、内宮行在所發御、一時半、山田駅御發車、京都に向はせらる。四時四十分、京都駅御着、同

五十五分、大宮御所に著御被遊。

六時、柘屋旅館に入り宿泊す。

此日快晴無風、眞に行幸日和なりき。

十一月十四日（水）雨

午前九時三十五分御出門、京都駅より汽車にて、十一時半、畝傍御着、十一時五十分、神武天皇山稜に
御親拝被遊。

一時、畝傍御發車、二時半、桃山御着、二時四十五分、明治天皇山稜に御親拝。三時十分發御、自動車
にて京都大宮御所に三時四十分還幸。

四時半、土手町木戸邸を訪ひ久闊を叙し、夕食の御馳走になり、八時帰宿す。

十一月十五日（木）雨後晴

午前八時五分御出門、八時二十分京都駅御発、還幸の途に就かせらる。

五時二十五分東京駅御着、還幸。

斯くて無事御親拝を終らせらる。真に幸慶なり。臣民の態度掬すべきものあり。大に安心す。

五郎君来訪、夕食を共にす。

◇「鉄道文書関係」リスト

「一 はじめに」の中でも述べたように、「鉄道文書関係」の簿冊は十八冊ある。まず、「二」、「鉄道省文書」という簿冊が十一冊（①～⑪）あり、昭和十五年～十六年に退職した職員に「無賃乗車証」を発行するための書類が収録されている。収録されている書類の中には個人情報も含まれている。

この他の七冊については、「二」、昭和九年～十四年にかけて公傷退職した職員に「無賃乗車証」を発行するための書類など、「三」、昭和十九年～二十四年にかけて定期乗車証発行に関する書類など、「四」については本文の中で紹介した。「五」は昭和二十年、当時の現職員に対する乗車証発行とそれに関連する書類など、「六」は昭和十三年～十六年にかけて、「北支交通会社」に入社した職員とその家族・遺族・親戚などに対する乗車証発行に関する書類など、「七」は昭和十四年、「華中鉄道職員」に関する乗車証引換証書類、「八」は昭和九年～二十一年に鉄道省・運輸通信省鉄道総局・運輸省鉄道総局鉄道総省などから出された公報や規程関係の書類などである。

この後に、各簿冊の表紙に記載されている項目や名前を表記して「鉄道文書関係」リストをあげておく。なお、

各資料の冒頭にある数字は筆者によるものである。

〔二〕 鉄道省文書

- ① 第十八門 雑 第一種 七 乗車証 永年勤続者乗車証原簿
自昭和一五年至昭和一五年 永年 自一六三〇一号 至一六四〇〇号
- ② 第十八門 雑 第一種 七 乗車証 永年勤続者乗車証原簿
自昭和一五年至昭和一五年 永年 自一六四〇一号 至一六五〇〇号
- ③ 第十八門 雑 第一種 七 乗車証 永年勤続者乗車証原簿
自昭和一五年至昭和一六年 永年 自一六五〇一号 至一六六〇〇号
- ④ 第十八門 雑 第一種 七 乗車証 永年勤続者乗車証原簿
自昭和一六年至昭和一六年 永年 自一六六〇一号 至一六七〇〇号
- ⑤ 第十八門 雑 第一種 七 乗車証 永年勤続者乗車証原簿
自昭和一六年至昭和一六年 永年 自一六七〇一号 至一六八〇〇号
- ⑥ 第十八門 雑 第一種 七 乗車証 永年勤続者乗車証原簿
自昭和十六年至昭和一六年 永年 自一六八〇一号 至一六九〇〇号
- ⑦ 第十八門 雑 第一種 七 乗車証 永年勤続者乗車証原簿
自昭和一六年至昭和一六年 永年 自一六九〇一号 至一七〇〇〇号
- ⑧ 第十八門 雑 第一種 七 乗車証 永年勤続者乗車証原簿
自昭和一六年至昭和一六年 永年 自一七〇〇一号 至一七一〇〇号

- ⑨ 第十八門 雜 第一種 七 乘車証 永年勤続者乘車証原簿
 自昭和一六年至昭和一六年 永年 自一七一〇一号 至一七二〇〇号
- ⑩ 第十八門 雜 第一種 七 乘車証 永年勤続者乘車証原簿
 自昭和一六年至昭和一六年 永年 自一七二〇一号 至一七三〇〇号
- ⑪ 第十八門 雜 第一種 七 乘車証 永年勤続者乘車証原簿
 自昭和一六年至昭和一六年 永年 自一七三〇一号 至一七四〇〇号
- 〔二〕 昭和九年一月一日 公傷退職者乘車証発行移管通牒 中川
- 〔三〕 昭和十九年以降 乘車証調製関係綴 総裁室文書課
- 〔四〕 昭和十九年 移動警察 軍関係 国際関係
- 〔五〕 昭和二十年 第一八條関係
- 〔六〕 華北北支交通会社転出者ニ対スル乘車証関係起案文書
- 〔七〕 華中鉄道関係会社転出者ニ対スル乘車証関係起案文書
- 〔八〕 規程関係 主要通牒 集 秋元属